

# 人事行政の運営等の状況の公表

## 1 職員の任免及び職員数に関する状況

### (1) 職員の採用及び退職の状況

採用	退職
10人	11人

(注) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの状況

### (2) 職種別職員数の状況

(単位:人)

区分	平成28.4.1現在	平成29.4.1現在	主な職種
一般行政職	83	86	一般事務職員
福祉職	30	30	山びこ学園指導員、あけぼの園生活指導員、保育士、社会福祉士
技能労務職	17	18	あけぼの園寮父・母、学校公務補、運転技術員、調理員
医療職	34	35	医師、保健師、看護師、薬剤師、医療技師、栄養士
合計	164	169	

### (3) 年齢別構成 (平成28年4月1日現在)

区分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	3人	9人	6人	10人	13人	19人	30人	21人	19人	14人	20人	0人	164人

(注) 職員数は、一般職に属する職員数で、特別職・消防職員・準職員・下川町への派遣職員は含みません。

### (4) 部門別職員数の状況

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	備考
		平成28年	平成29年			
一般会計部門	議会	2	2	0		
	総務課	15	14	△1	異動に伴う減	
	環境未来都市推進課	9	10	1	新規採用による増	
	森林総合産業推進課	6	7	1	異動に伴う増	
	建設水道課	3	4	1	新規採用による増	
	税務住民課	9	9	0		
	保健福祉課	19	19	0		ハビネス・幼児センター勤務職員含む
	農務課	8	8	0		
	農業委員会	1	1	0		
	出納	2	2	0		
	山びこ学園	23	23	0		
	計	97	99	2		
	教育部門(教育委員会)	10	11	1	新規採用による増	
	小計	107	110	3		
企業・特別会計部門	病院	26	28	2	新規採用による増	
	水道	4	3	△1	異動に伴う減	建設水道課に勤務する職員
	下水道	1	1	0		〃
	国保	1	1	0		税務住民課に勤務する職員
	介護保険	4	4	0		保健福祉課に勤務する職員
	介護サービス	21	22	1	新規採用による増	あけぼの園に勤務する職員
	小計	57	59	2		
合計	164	169	5			

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数で、特別職・消防職員・準職員・下川町への派遣職員は含みません。

(5) 一般行政職の級別職員数の状況（平成28年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	1 定型的な業務を行う職務（初級職員） 2 高度な知識又は経験を必要とする業務を行う職務（中級職員）	11人	14.1%
2 級	1 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務（上級職員）	6人	7.7%
3 級	1 主査の職務 2 主任の職務	14人	17.9%
4 級	1 上席主幹の職務 2 主幹の職務 3 困難な業務を行う主査の職務 4 特に困難な業務を行う主任の職務	16人	20.5%
5 級	1 課長の職務 2 困難な業務を行う上席主幹の職務 3 困難な業務を行う主幹の職務	18人	23.1%
6 級	1 困難な業務を行う課長の職務	13人	16.7%

- (注) 1 下川町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。  
3 公営企業等の一般行政職を含みます。

## 2 職員の給与の状況

### (1) 総括

#### ① 人件費の状況（平成28年度決算）

(単位:千円、%)

区 分	歳入(収入)額 A	歳出(支出)額 B	人 件 費 C	人 件 費 率 C/B	(参考) 27年度の人件費率
一般会計	6,208,364	6,085,577	950,688	15.6	16.2
公 営 企 業 会 計	病院会計	509,156	286,602	55.2	52.3
	その他会計	1,661,158	204,910	12.7	12.1

(注) 1 人件費には、給料・手当・共済組合負担金等が含まれます。(議会議員・審議会等委員・特別職・準職員を含む)

2 その他会計とは、簡易水道会計、下水道会計、国保会計、介護保険会計等です。

#### ② 職員給与費の状況（平成28年度決算）

(単位:人、千円)

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A	
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
一般会計	107.0	383,491	77,199	138,224	598,914	5,597	
公 営 企 業 会 計	病院会計	26.0	120,519	42,323	43,983	206,825	7,955
	その他会計	31.0	92,947	16,746	35,619	145,312	4,687

(注) 1 職員数は平成28年4月1日現在の人数です。(特別職・準職員を除く)

2 職員手当には退職手当・児童手当は含まれておりません。

### (2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

#### ① 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成28年4月1日現在）

一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
下川町	42.6 歳	315,120 円	365,837 円
北海道	44.8 歳	333,085 円	400,655 円
国	43.6 歳	331,816 円	—

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成28年4月1日現在における一般行政職の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

#### ② 職員の初任給の状況（平成28年4月1日現在）

区 分		初任給
一般行政職	大学卒	176,700 円
	高校卒	144,600 円
技能労務職	高校卒	140,100 円
	中学卒	128,300 円

#### ③ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成28年4月1日現在）

区 分		経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	248,900 円	300,300 円	379,000 円
	高校卒	245,000 円	271,817 円	332,357 円

### (3) 職員の手当の状況

#### ① 期末手当・勤勉手当

下川町	北海道	国
(平成28年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.70 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.80 )月分	(平成28年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.70 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.80 )月分	(平成28年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.70 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.80 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・平成16年12月手当より役職加算(5~15%)廃止 (役職加算廃止は、下川町独自の削減です)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

#### ② 退職手当

下川町	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 20.445 月分 25.55625 月分 勤続25年 29.145 月分 34.5825 月分 勤続35年 41.325 月分 49.59 月分 最高限度額 49.59 月分 49.59 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 20.445 月分 25.55625 月分 勤続25年 29.145 月分 34.5825 月分 勤続35年 41.325 月分 49.59 月分 最高限度額 49.59 月分 49.59 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)

#### ③ その他の諸手当

手当名	内容及び支給単価	国の制度と異なる内容	支給実績 28年度 〔一般会計決算〕	支給実績 28年度 〔病院会計決算〕	支給実績 28年度 〔その他会計決算〕
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外 6,500円 ※満16歳から満22歳までの子 1人5,000円加算	同	14,340 千円	1,950 千円	3,317 千円
特別調整額	管理又は監督の地位にある職員 に支給(月額) ・院長 285,000円 ・副院長 160,000円 ・課長職 30,000円 ・上席主幹 25,000円 ・主幹職 20,000円	異 支給割合	8,180 千円	6,780 千円	1,920 千円
管理職 特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要、 公務の運営の必要により週休日等に 勤務した場合に支給 ・課長職 6,000円/回 ・主幹職 4,000円/回 ※6時間超の場合は150/100を乗じて 得た額 上記の場合のほか、週休日等以外の 午前0時から午前5時までに勤務した 場合に支給 ・課長職 3,000円/回 ・主幹職 2,000円/回	異 支給額区分	177 千円	15 千円	33 千円
住居手当	借家の場合 (家賃が12,000円以上) ・27,000円を上限に支給 持家の場合 ・7,000円	異 持家に対する支給なし	12,385 千円	2,606 千円	2,370 千円
時間外・ 休日勤務手当	正規の勤務時間を越えて勤務した 場合及び休日に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額× 125/100(～160/100)×時間数	同	24,724 千円	4,010 千円	2,803 千円
夜間勤務手当	深夜に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額× 25/100×時間数	同	2,113 千円	2,121 千円	1,293 千円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上である 職員に支給 ・交通機関等利用者 運賃相当額(55,000円限度) ・自動車等使用者 通勤距離に応じ2,000円～ 31,600円	同	1,765 千円	300 千円	24 千円

寒冷地手当	世帯区分に応じて支給 扶養親族のいる世帯 131,900円 扶養親族のいない世帯 72,900円 その他の職員 51,700円	同	10,944 千円	2,169 千円	2,811 千円
手当名	内容及び支給単価	国の制度と異なる内容	支給実績 28年度 〔一般会計決算〕	支給実績 28年度 〔病院会計決算〕	支給実績 28年度 〔其他会計決算〕
特殊勤務手当	著しく困難な勤務、その他著しく特殊な勤務に従事する職員に支給	—	—	—	—
特別養護老人ホーム等に従事した職員の特殊勤務手当	生活指導員 月額 6,000円 寮母・寮父 月額 15,000円 看護師・准看護師 月額 6,000円 調理員 月額 3,000円 介助員 月額 6,000円	無	— 千円	— 千円	2,145 千円
障害者支援施設に従事した職員の特殊勤務手当	指導員 月額 10,000円 看護師・准看護師 月額 6,000円 調理員 月額 3,000円 介助員 月額 6,000円	無	1,660 千円	— 千円	— 千円

#### (4) 特別職の報酬等の状況

区 分	給料・報酬月額	期末手当支給割合
町 長	730,000円	3.05月分
副 町 長	584,000円	4.00月分
教 育 長	547,000円	4.00月分
議 長	260,000円	3.05月分
副 議 長	208,000円	
常 任 委 員 長	186,000円	
議会運営委員長	186,000円	
議 員	175,000円	

- (注) 1 「給料・報酬月額」は、平成28年4月1日現在の額です。  
2 「期末手当支給割合」は、平成28年度における支給割合です。

### 3 勤務時間その他の勤務条件の状況

#### (1) 勤務時間（平成28年度）

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
37.5時間	8時30分	17時15分	12時～13時

※標準的な職場における状況です。

#### (2) 年次有給休暇の取得状況（平成28年1月1日～平成28年12月31日まで）

総付与日数 A	総使用日数 B	全対象職員数 C	平均使用日数 B/C	取得率 B/A
日	日	人	日	%
2,652	728	68	10.7	27.5

※全対象職員数とは、平成28年1月1日から同12月31日までの全期間在職した一般職員に限り、当該期間中の採用、退職及び育児休業等の職員を除いた職員を対象としています。

#### (3) 特別休暇の状況（平成28年度）

種	類	付与日数
1 忌引の休暇	配偶者	10日
	父母	7日
	子	5日
	祖父母及び兄弟姉妹	3日
	孫及び伯叔父母	1日
2 法要の休暇		1日
3 結婚の休暇		5日以内
4 配偶者出産の休暇		3日以内
5 産前産後の休暇		前8週・後8週
6 育児の休暇		1日2回各30分又は1日60分
7 妊娠又は出産後通院の休暇	妊娠6月まで	4週間に1日
	妊娠6月から9月まで	2週間に1日
	妊娠9月から分娩まで	1週間に1日
	分娩後1年まで	1日
8 生理休暇		1回につき3日以内
9 夏季休暇	7月から9月まで	3日以内
10 ドナー休暇		必要と認める期間
11 子の看護休暇	小学校就学前までの子	5日以内
12 選挙権の行使		必要と認める期間
13 交通機関の事故		必要と認める期間
14 裁判員、証人、鑑定人、参考人等		必要と認める期間

#### (4) 育児休業および部分休業の取得状況（平成28年度）

区分	育児休業等取得状況 (前年度から引き続き職員含む)			平成28年度中に新たに育児休業等が取得可となった 職員の育児休業等取得状況			
	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児短時間 勤務取得者数	育児休業等 対象者数	うち育児休業 取得者数	うち部分休業 取得者数	うち育児短時間 勤務取得者数
男性職員	0	0	0	8	0	0	0
女性職員	3	0	1	2	1	0	1
合計	3	0	1	10	1	0	1

## 4 分限及び懲戒処分の状況

### (1) 分限処分の状況（平成28年度）

分限処分とは、職員が一定の事由によってその職責を十分に果たすことができない場合等に、職員の意に反する身分上不利益な処分を行うことをいいます。処分には、降任、免職、休職があります。

処 分 事 由	降任	免職	休職	合計
勤務実績が良くない場合				0
心身の故障の場合				0
職に必要な適正を欠く場合				0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合				0
刑事事件に関し起訴された場合				0
合 計	0	0	0	0

(注) 処分件数は、当該年度に処分を決定したものを計上しています。

### (2) 懲戒処分の状況（平成28年度）

懲戒処分とは、公務における規律と秩序を維持することを目的として、職員に職務上の義務違反その他公務員としてふさわしくない非行があった場合などに、その道義的責任を問うための処分を行うことをいいます。処分には、戒告、減給、停職、免職があります。

処 分 事 由	戒告	減給	停職	免職	合計
法令違反					0
職務上の義務違反や職務の怠り					0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行					0
合 計	0	0	0	0	0

## 5 サービスの状況

### (1) 義務免除状況（平成28年度）

職員は、職務の遂行に当たっては全力をあげてこれに専念しなければならないものであり、また、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当町がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならないと規定されています。ただし、町の条例において任命権者から下記の3項目については、職務に専念する義務を免除することができるとしています。

区 分	人数
研修を受ける場合	0
厚生に関する計画の実施に参加する場合	0
上記以外で町長が特に認める場合 (講師派遣・大会競技役員等)	0

## 6 職員研修及び勤務成績の評定の状況

### (1) 職員研修の実施状況（平成28年度）

研修区分	研修名	実施日数・回数	実施場所	延べ参加人数
自治政策	指導能力研修	2日	北海道庁別館	3
"	管理能力研修	2日	"	3
"	税務事務（基礎）＜徴収＞研修	2日	"	2
"	税務事務（応用）＜徴収＞研修	2日	"	1
"	税務事務（基礎）＜固定資産税課税＞研修	3日	"	1
"	法令実務（応用）研修	2日	"	1
"	クレーム対応研修	2日	"	2
"	プレゼンテーション研修	2日	"	1
"	地域ブランディング研修	2日	上川総合振興局	1
上川町村会	上川管内町村職員基礎研修	3日	大雪青少年交流の家	10
"	上川管内町村職員初級研修	3日	"	4
"	上川管内町村職員中級研修	3日	ネイバル深川	3
"	町村職員法務研修会（基礎編）	2日	東神楽町役場	1
"	町村職員合同視察研修	4日	香川県ほか	1
上川北部	新規採用職員接遇基礎研修	1日	士別市	10
"	わかりやすい文書研修	1日	"	1
"	ストレスマネジメント研修	1日	"	2
振興協会	北海道・市町村交流職員研修	1日	札幌市	3
上川総合振興局	メンタルヘルスセミナー（管理職）	1日	上川合同庁舎	2
国派遣	内閣官房・内閣府派遣研修	1年	内閣官房・内閣府	1
"	北海道後期高齢者医療広域連合派遣研修	1年	後期高齢者医療広域連合	1
"	京都府京丹波町派遣研修	1年	京都府京丹波町	1
その他	税務新任職員研修	3日	道庁赤レンガ	1
"	用地事務研修会	3日	札幌第1合同庁舎	1
"	公共調達・公共工事と会計検査講習会	1日	北海道経済センター	2
交流研修	西興部村・滝上町職員との交流研修	1日	下川町	14
独自研修	階級別町内外視察研修	1回	スガノ農機ほか	11
"	新規採用職員研修	1日	役場2階会議室ほか	10
自主研修	自主企画研修・自主参加研修	9回	役場4階会議室ほか	130

### (2) 勤務成績の評定の状況（平成28年度）

#### ○昇給への勤務成績の反映状況

平成28年4月2日から平成29年4月1日までにおける運用	管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用		
標準に加え、上位の区分も適用		
標準に加え、下位の区分も適用		
標準の区分のみ適用	○	○
ロ 人事評価を実施していない		

#### ○勤勉手当への勤務成績の反映状況

平成28年度中における運用	管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用		
標準に加え、上位の成績率も適用		
標準に加え、下位の成績率も適用		
標準の成績率のみ適用(100/100)	○	○
ロ 人事評価を実施していない		

## 7 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 公務災害補償（平成28年度）

公務災害補償制度とは、職員が公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。）又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた身体的損害を補償するとともに、必要な福祉事業を行うことにより、職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与すること目的とする制度です。

区分	認定件数
公務災害	0
通勤災害	0



(2) 健康診断実施状況（平成28年度）

区分	対象者	受診者数
定期健診	30歳未満の職員（準職員含む）	23
総合健診	30歳以上の職員（特別職・準職員含む）	154
特殊健診 (HBS・HCV抗体等)	保健師、看護師、山びこ学園職員等	63

(3) 職員互助会の状況（平成28年度）

互助会名称	事業内容	会員数	公費負担額	1人当たり 公費負担額	公費 負担率
役場職員親交会	研修会及び講習・講話会助成事業、ボランティア助成 事業、各種給付事業（出産・冠婚葬祭等）等	158	0円	0円	-
病院親交会		42	0円	0円	-
北海道市町村職 員福祉協会	福利厚生事業 ・負担金事業（保健体育奨励助成・退職者セミナー等） ・掛金事業（入院一時金・出産祝金・結婚優待・弔慰金等） ・共同事業（共済会員優待・結婚優待・退職優待） その他医療給付事業・貸付事業・福祉年金事業	167	448,746円	2,695円	16.4%

8 勤務条件に関する措置の要求状況

勤務条件に関する措置の要求とは、公平委員会に対し、職員が給与・勤務時間などの勤務条件に関して、町が適切な措置を講ずるよう要求できる制度です。

平成28年度は該当ありません。

9 不利益処分に関する不服申し立ての状況

不利益処分に関する不服申し立てとは、職員が懲戒処分などの不利益処分を受けた場合で不服があるときに、公平委員会に対し不服申し立て（審査請求・異議申し立て）ができる制度です。

平成28年度は該当ありません。